

原 安 第 2 4 2 号
令和2年(2020年)9月1日

九州電力株式会社

代表取締役社長執行役員 池辺 和弘 様

佐賀県知事 山口 祥義

玄海原子力発電所使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更等
について (回答)

原子力発電所の安全確保に関する協定第4条に基づき、平成22年2月8日付け原発本第327号(2019年1月22日付け一部補正)で事前了解願いがあったこのことについては、了解します。

なお、了解に当たり以下の事項への取組を求めます。

- 1 当該工事の実施に当たっては、安全を最優先に行うとともに、工事の実施状況等については、地元への積極的かつ分かりやすい情報提供を行うこと
- 2 今後、使用済燃料の貯蔵量の増加により使用済燃料ピットの水温が上昇し、建屋内の作業環境に影響を与えることが予想されるため、建屋内の作業環境の変化を詳細に評価するとともに、改善策を検討すること
- 3 深層防護の観点から、事故時の影響緩和対策の向上のため、定量的な評価手法の検討を含め、更なる安全性の向上に取り組むこと

(担当課：県民環境部 原子力安全対策課)